

よう、漁業補償金の妥結によつて支払われる嶺北漁業協同組合の補償金の使途については、より効果的な補償となるよう望まれた。

ダム災害と対策 昭和五十年（一九七五）八月十七日来襲した台風五号は高知県中西部に記録的な大雨をもたらした。その時の早明浦ダム周辺の雨量は、「嶺北地方では十七日午後から時間雨量が百ミリ近くに達するところが各地で統出」し、「土佐郡本川村長沢や同郡土佐町黒丸などでは降り始めから六百ミリを超える雨量が記録された」（「高知新聞」昭和五十年八月十九日付）。

翌五十一年九月八日前年に引き続いて高知県は台風一七号の洗礼を受けねばならなかつた。台風は十日夜から十二日朝まで屋久島の南西海上にほぼ一日半停滞し、十二日から十三日にかけて山口県の日本海側に抜けるのだが、その間の降雨量を高知地方気象台は「平年の年間雨量の約半分がこの六日間に降つたことになる」といつている。

八〇年に一度という大洪水を前提にしてつくられた早明浦ダムの洪水調整計画だが、この時その無力ぶりを露呈する。昭和五十年の台風五号は「同日（十七日）午前十時には毎秒八〇〇トン程度の流入量だったところが、午後に入つてからうなぎ登り、午後三時には毎秒三、五〇〇トン、午後七時のピーク時には毎秒六、〇〇〇トンと、早明浦ダム完成以来初めての記録となつた。」（高知新聞 昭和五十年八月十九日付）の流入で、洪水調整計画が予定している最大流入量毎秒四、七〇〇トンを軽く一、三〇〇トンもオーバーしたわけである。早明浦ダム管理所は毎秒二、五〇〇トンと異例の放流を行つた。この放流は十七日午後七時から約五時間続けられ、放流によつて寺家にあつた嶺北増殖改良センターが床上浸水、ダム直下の大又地区の護岸からすぐ上の町道がズタズタになる被害が出た。

翌五十一年の台風一七号の来襲は前年にも増して降雨量は大きかつた。

吉野川上流域（取水面積約四一七平方メートル）に降つた雨が本・支流を伝いダム貯水池に流入し始めたのは八日午後五時ご

ろ、貯水池水位は三二〇メートル付近だつた。本来、早明浦ダムの洪水調節は『洪水期限水位』三二九・五メートル（平たく言えば平常時にはこれ以上上げてはいけない水位）から『洪水時満水位』三四三メートルまでの洪水調節容量九、〇〇〇万立方メートル（トン）の間で行われるわけだが、今回の場合は水位が下がついたため約一億四、〇〇〇万立方メートルのボケットがあつたことになる。

その後降雨量とともに水位が上昇して、九日午前六時ごろには三二五メートル、ちょうどクレスト（越流頂）の部分にあたり、これから放流開始が可能な水位である。同日午後から上流域の一時平均雨量は約二〇ミリとなり、流入量の増加につれて放流量も多くなつたが、翌十日に入つてさらに上昇、同日午後には流入量が毎秒一、七〇〇トンに達し、最初のピークを迎えた。これに対する放流は毎秒一、一〇〇トン。一秒に約六〇〇トンずつカット（貯水）された勘定になる。

以後、水位もやや落ちついたが、十一日に入つてから流入量は再び急上昇。いわゆる『第二波』の洪水を迎えた。午後からの流入量は毎秒二、〇〇〇トンを超え、ついに午後六時には毎秒三、三〇〇トンを記録、放流量も一、七〇〇トンに達した。十二日になつてようやく峰を越し、放流量もわづかながら減少したが、水位はすでに三四〇メートル近くにまで上がつてゐた。満水位までの余裕はあと約三メートル。堤頂（天端）までも約五メートルしかない。ここで終われば全く問題はなかつたのだが……。

しかしこの期待を裏切つて同日午後から『第三波』の襲来。大北（大川村）、桑瀬（本川村）、黒丸（土佐村）など六カ所にある雨量計は、降り始めからの総雨量がいずれも一、〇〇〇ミリを超す数値を観測。さらに刻々、増え続けていた。

これに伴いダム貯水池への流入もぐんぐん上昇。夕方を過ぎると、流入量のグラフはほとんど垂直に近づく勢いとなり、ついに同日午後七時半、今度の豪雨における最高値である毎秒四、七〇〇トンを記録した。一方ダムからの放流量もこの後を追いかけるよううなぎ上り、午後七時ごろ『計画最大放流量』の毎秒二、〇〇〇トンを超え、午後十時ごろには三、〇〇〇トンを突破。

これにもかかわらず、貯水池の水位はどんどんアップ。とうとう『洪水満水位』の三四三メートルを超えて、ダムの洪水調節機

能を失つた。このためついに、早明浦ダム史上初の毎秒三、五〇〇トンといつてもない大放流が延べ六時間以上も続いたのである。

(高知新聞) 昭和五十一年九月二十一日付「問われる早明浦ダム」

台風一七号の際の異常放流のすさまじさは、前年台風五号の時に比すべくもなかつた。本山町内で被害の最も大きかつたダム直下の大又地区（八戸二四人）に避難命令が出たのは、十二日午後八時であったが、三、五〇〇トンの大放流の際の恐怖を住民は「ダムができる前も大きな洪水があつたが、今度のような恐怖感はなかつた。放流によつて起きた激流はまるで津波のようで、その破壊力には震えいする。」(高知新聞) 昭和五十年八月十九日付と語つてゐる。

台風五号による早明浦ダムの異常放流直後本山町議会はダム対策特別委員会を設置、水資源開発公団に対しダムの洪水調節計画を再検討するよう求める基本方針を決める。これと平行して『早明浦ダム災害から町民の命と暮らしを守る町民大会』が開かれ、「ダムの洪水調節計画を変更すること」などを水資源開発公団に対して働きかけていくことを決議した。

九月にはいつても異常放流をきっかけに起きた水質の汚濁や、流水の変化などの問題が下流住民の生活に与える影響が大きいところから、吉野川の清流を取り戻そうと、同月二十六日『早明浦ダムから住民を守る会』が結成された。吉野川の清流を回復するために、五号台風によるダム災害の実態調査、住民の要求をとりまとめて水資源開発公団や建設省に要求をしてゆくこと等の運動方針を決議する。

十一月嶺北五カ町村長、助役、議會議長で構成する嶺北開発促進協議会が「早明浦ダムに関する要望書」を建設省、水資源開発公団をはじめ県等関係機関へ提出する。要望事項は

- ①洪水調節計画を変更すること。
- ②既設の利水ダム（大橋、長沢、大森ダム）についても台風五号の流量に対応できるよう施設構造を改善するとともに、洪水の調節機能も果たすよう操作の改善を行うこと。
- ③ダムの管理責任を明確にせよ。
- ④ダムに起因する災害の早期復旧と、町村負担金の財源確保。
- ⑤ダムに関連する治山、治水など防災対策の実施。
- ⑥ダム管理、災害復旧、防災対策などについて関係町村との協定締結に応じること。

(高知新聞) 昭和五十一年十一月三十日付)

それまで嶺北各町村が行っていたものを開発促進協議会が取りまとめ、嶺北関係町村が一丸となつて早明浦ダムの会議員に陳情するとともに、水資源開発公団や建設省に洪水調節計画の再検討などを要請する。三月には『早明浦ダムから住民を守る会』が、①早明浦ダムの基本計画（洪水調節機能など）を修正すること②吉野川上流の既設ダムも含めて濁水を解消すること③ダム直下の大又地区（九世帯・二六人）を全戸移転させること④四電が建設予定の揚水発電所を中止すること⑤電発会社の汗見川取水（発電用取水）を中止すること等一〇項目を掲げ、町内有権者の半数に達する二、三六四人の署名を添えて、県、水資源開発公団、建設省、四国電力等に要望書を提出した。

こうしたなか同年九月、前年の台風五号より更に豪雨を伴った台風一七号の来襲を受けることになった。前年に統く二度目の異常放流。「高知新聞」もいう「今度の十七号台風が未曾有の豪雨であったとはいえ、現在のダム操作では全く歯が立たなかつた」わけであるから、下流住民の間に極度の『ダム不信感』が強まつたとしても不思議ではなかつた。

九月二十七日、本山町の『早明浦ダムから住民を守る会』を中心とし、土佐町の『守る会』、大川村の婦人会など地元住民約一五〇人が参加して、水資源開発公団側と話し合ひが行われる。しかしこの席で公団側はあくまでダム操作規則の基本方針の説明から出ず、貯水池の洪水調節容量を変えずに、下流の護岸を整備して現行の計画最大放流量（毎秒二、〇〇〇トン）を大きくしたいとし、住民側の貯水池の治水、利水量全体を洗い直すべきだという主張と真っ向から対立物別れとなつた。公団側が操作規則の基本方針を容易に変えることが出来ないのには、次のような事情もあつたからである。

早明浦ダム貯水池の『容量配分』。これは現在、洪水調節容量九、〇〇〇万トン（立方メートル）、発電専用容量二、六〇〇万トン、利水容量一億七、三〇〇万トンリ洪水期などと、目的別に明確に区分されている。このため、洪水調節機能をさらに高めるには、現在の計画内でダム操作を改善するか、一步進んでこの発電、利水容量の一部を洪水調節容量に置き換えないわけだ。

ところがこれら『容量配分』はダム建設事業費の分担率とも絡み合つていて、この分担率は大ざっぱに言えば、『治水費』（洪水調節費）が全体の約五割で国と徳島県、『発電』が約八パーセントで電源開発会社と四国電力、『かんがい用水』『工業用水』『水道用水』の利用が残り全部で、国のほか香川・徳島・愛媛県でほとんどまかなわれている。このため、洪水調節計画を根本から洗い直すことは、極論すれば、これらの出資率をもいじらなければならないほどの大きな問題で、現実問題としてはかなり難題といえそうだ。

（「高知新聞」昭和五十一年九月二十三日付――問われる早明浦ダム）

十月にはいって、土佐町議会で台風一七号時の早明浦ダム操作をめぐつて、水資源開発公団が地元側に公表した洪水調節グラフは事実と違うのではないかという質問が議員の中から出る。これが本山町議会にも影響を与えた問題になつた。それは土佐町議会が入手した未公表の資料（公団の出水記録メモ）と、公団側が地元に公表した洪水調節グラフ、あるいは本山町議会ダム対策特別委員会が建設省から手にいれた資料が、それぞれ食い違つていたところにあつた。そこで両町議会とも全資料の公開を公団側に要求したが、公団側はこれに対し「公開すべき性格のものではない」と拒否したため、本山町議会は「地方自治法第百条にある『普通地方公共団体の事務に関する調査』は当然、台風災害調査も含むものであり、早明浦ダム操作の正確な資料提出は、その調査をするうえで欠くことのできないものである」という認識にたつて、十月七日極めて異例ではあつたが地方自治法第百条に基づく議会の調査権発動を決め、水資源開発公団に対して正確なデーターの提出を求めることとした。

十月十七日町は臨時議会を開いて、「ダム災害調査特別委員会」の設置を全会一致で決定する。特別委員会は再度水資源開発公団と話し合うが事態は進展せず、遂に地方自治法第百条を適用して公団から台風一七号時の早明浦ダム操作記録の提出を求めた。この記録は九月七日から十四日までの貯水池流入量、放流量、水位、貯水量、ゲート開度などダム操作を克明に記録したものである。十二月の定例議会での検討結果が「早明浦ダム災害調査特別委員会」から報告されているが、それによると「水象日表（ダム操作記録）を入手したが、なお記録上の数値の疑問点は解明できない」とし、「本委員会の試算によれば最高放流量は毎秒二、八〇〇トン前後で対応できたはずで、三、五〇〇トン放流に至るまで放流量の急上昇が下流に及ぼした影響は見逃せない。」（「高知新聞」昭和五十一年十二月二十三日付）としている。

この間にも洪水調節計画の修正を水資源開発公団、建設省に要望し続けた結果、公団側も「来年の洪水期までに操作規則の改定を行いたい」との意向を明らかにするに至った。この改定作業に少しでも地元の要望を反映させるため、県と嶺北五カ町村で「早明浦ダム改善検討協議会」をこの年十月二十三日結成し、日本建設コンサルタントに委託して早明浦ダム改善に関する要望事項に技術的検討を加え、翌五十二年三月二十二日、嶺北五カ町村長連名で早明浦ダム操作規則改定の具体的な内容等に関する要望書を作成、建設省並びに水資源開発公団に提出した。要望事項は

一、早明浦ダムの操作規則は次のように改訂すること。

- (1)早明浦ダム地点における計画高水流量毎秒四、七〇〇立方メートル及び洪水調節波型は、五十年の五号台風並びに五十一年十七号台風に伴う洪水の事実にかんがみ、実情に添うよう改訂すること。
- (2)計画最大放流量毎秒二、〇〇〇立方メートルは変更しないこと。
- (3)上記措置を実現するため予備放流のできる施設の改善をすみやかに実施すること。
- (4)洪水時におけるダム操作等の権限を早明浦ダム管理所長に移譲し、洪水警戒体制に万全を期すること。
- (5)操作規則等の改訂については、事前に嶺北五カ町村の了解を得ること。

二、早明浦ダムについて、予備放流並びに濁水の早期放流を行うため、コンジートゲートの機能を果す導水バイパスを設けること。

三、早明浦ダム上流地域について、災害の予防と濁水の防止を図るため、河川護岸、地すべり防止、林地の保全等の治山治水対策を積極的に促進すること。

四、五十、五十一年の計画放流量を大幅に超える放流の事実にかんがみ、ダム下流吉野川の護岸工事を完全に実施すること。

これに対し四国地方建設局から、要望事項

〔役場文書〕

一一(2)の計画最大放流量変更について「(1)の改訂(計画高水流量及び洪水調節波型)の改訂」により洪水調節を計画的に行う対象洪水の規模が大きくなるため、現在の施設により洪水調節を行う以上、それに見合う放流量は増えざるを得ないが、増える量が小さくなるよう検討している。」とし、「(1)に対しては「治水上の効果並びに技術上の可能性について今年度より調査、検討を開始するとともに、併せて濁水軽減のための効果についても、吉野川水系濁水調査委員会により調査検討する。」と回答している。

五月には、建設省は早明浦ダム操作規則の改定について知事の承認を得る手続きにはいった。県はその諾否の判断資料を得るために、関係町村の意見を聞く説明会を五月二十四日開く。会には嶺北五カ町村長及び助役、議會議長が出席した。改定の概略は「現行規則が計画最大流入量毎秒四、七〇〇トン、同最大放流量二、〇〇〇トンであるのを七、三〇〇トン(五号時のほぼピーク)と二、八〇〇トンとする。現行では、流入分を早くカットしてダムにためることで洪水を防ごうとしていたのを、一、〇〇〇トンまでは入ってきた水を全部放流など、早く大量に放流して水位をなるべく上げないようにしようというもの」(「高知新聞」昭和五十二年五月二十八日付)で、地元から「最大放流量二、〇〇〇トンにどうしても抑えられないか」という質問に、建設省は「現状ではこの案以下にすることは不可能に近い」とし、長期に大きな流入量となつた「七号台風の“しつこい豪雨”対策に配慮とも答えていた。

引き続いて六月二日操作規則の改定案の説明会が本山町で開かれる。この説明会は治水と利水の在り方について、延々一〇時間にわたって討論されたが平行線のまま終わった。

六月九日の四国知事会議では早明浦ダムの施設改善が取り上げられ、導水バイパス、下流の護岸整備などを関係省庁に要望することが決議された。六月の定例県議会でも早明浦問題が取り上げられ、岩川真澄議員が早明浦ダムの操作規則改定問題について質問したのに対し、知事は「導水バイパスができるまでに相当の期間を要するので、その

間、計画最大放流量の増加はやむをえないのではないかと思つてゐる」と答弁してゐる。

これに対し本山町議会は六月の定例議会で、「早明浦ダム操作規則改定に関する決定」を全会一致で決議した。

1 導水バイパスの調査費計上額及び調査期限を明らかにすること。

2 治水機能の拡大について、具体的数値（E.L.）で示すこと。

3 利水放水管及び発電取水による予備放流について、その開始時点を明確にすること。
4 建設省は、治水効果を高めるため導水バイパスができないときは、それにかわる方法を検討すると言われるが、その方法を示すこと。

昭和五十三年一月建設省は地元から要望のあつてている導水バイパスの建設について、それまで建設当時の地質調査資料の収集にあたつていたが、二月から物理探査などの現地調査にはいる。

昭和五十五年（一九八〇）二月吉野川水系調査委員会の調査結果を、中間報告のかたちで、県がえた資料の説明会を本山町水資源対策特別委員会の要望によつて開く。その資料では導水バイパスは「濁水対策には役立たない」と断定していたため、議員から「バイパスは濁水対策よりも、洪水調節にウェートがある」「異常放流の防止には、予備放流で水位を下げおくべきだ」等意見が相次ぎ、バイパスの必要性が強く主張された。

五月にはいゝて建設省、吉野川水系調査委員会の報告書の説明会が、町執行部、議会全員出席で本山町で開かれ、この説明会で地建は「導水バイパス機能を濁水対策面から否定した調査結果とは別に、もう一方の洪水対策からも見解を示し、①重力式ダムなのでダム本体に穴を抜くのは難しい②多目的ダムの利水、治水容量を変更するには、受益者を考えると困難性が多い③設備増設などをしても改善の幅は小さく、大きな効果は望めない」（「高知新聞」昭和五十五年五月十一日付）という見解を示し、議員の治水容量を増し、地元の要望にも答えろという意見に対し、地

建は「治水容量は確かに必要だが、既設ダムの容量変更は難しいので新しいダムを造る方向で検討している」という対策を示した。これで地建は濁水対策及び洪水対策両面から導水バイパスの設置を否定したことになる。この時も議論は平行線で終わる。

「高知新聞」—「ダムその光と影」の特集記事によると早明浦ダム操作規則の改定は、昭和五十二年から七年経過したこの時点でも宙に浮いたままだといふ。それは建設省から同意を求められた際、高知県は導水バイパスの建設を条件に同意したが、徳島県が保留したためであるといふ。「保留」したのは「保留といえば格好がいいが、本音は『堤防工事もすんでないのに放流量を上げればどうなるか。話の順序が逆だ』、というわけである。」（「高知新聞」昭和五十九年二月十七日付）

災害復旧と濁水問題 昭和五十年来襲の台風五号と前年に引き続く五十一年の台風一七号の来襲は大きな災害をもたらした。

建設省と水資源開発公団は昭和五十年十一月二十七日本山町議会ダム対策特別委員会と町執行部に對して、五号台風によるダム異常放流による災害の復旧について説明会を開く。その席上で建設省から「①被害のあつたダム直下の護岸二三四メートルをもと通り復旧する②さらに上部の町有地についてもコンクリートを張る③町道（幅六メートル）についても河川災害として認め、被害のあつた延長二四三メートルの区間を幅三メートルでアスファルト被覆（舗装）を行う」と説明、水資源開発公団は「①ダム直下から下流吉田橋までの約五〇〇メートルについて、町道沿いに高さ一メートルの『波返し』（コンクリート擁壁）を築く②ダム直下の河床を一部削るなどの整備工事を行い、放水時の波のうねりを緩和する」（「高知新聞」昭和五十年十一月二十八日付）ことを明らかにした。

引き続く翌五十一年の一七号台風は前年の五号台風にまさる豪雨で、大又地区では「放流による激流が高波のよう

早明浦ダムの建設と濁水問題一治山・治水

月完成した。

五号台風の豪雨による異常放流をきっかけに、下流地域では水質の汚濁にならざる日々を迎えることになる。

本山町では吉野川の清流をとりもどそうと、昭和五十年九月「早明浦ダムから住民を守る会」が結成された。翌五年三月「守る会」は「早明浦ダム等に関する要求書」をとりまとめ、町内有権者の半数を超える署名を添えて建設省、水資源開発公団、四電等関係機関に提出する。こうしたなか昭和五十一年九月台風一七号の来襲を迎える。

五号台風にまさる豪雨をもたらした一七号台風の来襲は、放流量も一気に上昇毎秒三、五〇〇トンに及んだ。吉野



17号台風による放流

多大の被害をもたらした一七号台風後、建設省、水資源開発公団は、この被害に伴う早明浦ダム対策事業の柱として危険地域の住家などを移転するとともに、ダム改良工事（放流時の水勢を弱める減勢改良工事）を合わせて行うこととした。

早速移転補償の基礎資料調査にはいり、昭和五十二年三月末にはそれも終了、七月末には交渉の大詰を迎える。

移転対象地域は当初「本山町大又地区八戸、土佐町中島地区九戸」「大川村下小南川地区六戸、土佐町川井地区二戸の合せて二五戸」であったが、その後「土佐町南川地区二戸、川井地区一戸」が移転対象となり計二八戸となつた。補償交渉は対象二八戸のうち二六戸は翌五十三年一月まで終わったものの、本山町大又地区的製材所の移転先

用地の確保が難航遲延していたが、嶺北最大の製材所であるところから地場産業保護の立場で県や町が中にはいり、工場敷地七、五〇〇平方メートルの同工場敷地とほぼ同面積の農地を確保することができ、移転補償交渉はこれで同年五月までにすべて完了、交渉は一年二ヵ月ぶりに解決した。

移転の跡地利用は町と水資源開発公団との話し合いの結果、町が運動公園として利用することで合意、国の都市計画事業に組み込んで施設の整備を行うこととなつた。総事業費は約七、四〇〇万円で半分は国の補助によつてまかなければ、社会人用の運動場として利用することになつた。工事は吉野小学校々地造成とからませて、自衛隊の施設隊の手で行われ、跡地面積一万五、〇〇〇平方メートルをかさ上げして整地が行われた。

もう一つの対策であるダム放流時の水勢を弱める減勢工改良工事は五十二年四月着工した。この工事については地元の要請を受け入れ、当初既設の減勢工（高さ九メートル）の下流四〇メートル地点に高さ一・五メートルの減勢工を新設する計画であつたのを変更して、新設減勢工の高さを三・七メートルとし、その下流部分の河床を深さ五メートルの割合で掘削することにした。三重のプール状の副ダムで水勢を抑止することで地元の要望に答えることにしたものである。工事は直下両岸の導流壁を約五・五メートルかさあげすることも加え、約三億円をかけて翌五十三年一月完成した。

に襲い、昨年の五号台風で補強した護岸や道路、住家の基礎をあつという間に洗い流した」（「高知新聞」昭和五十一年九月十九日付）という被害となり、にわかに大又地区等の移転問題が重要課題となってきた。

開発公団は、この被害に伴う早明浦ダム対策事業の柱として危険地域の住家などを移転するとともに、ダム改良工事（放流時の水勢を弱める減勢改良工事）を合

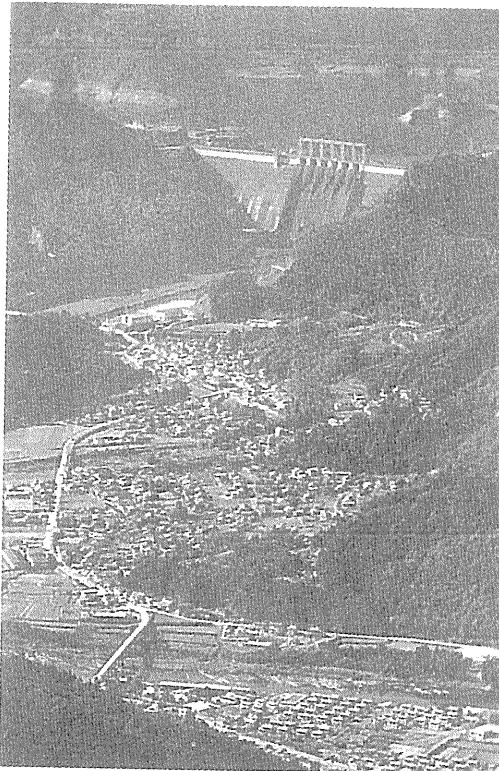
川上流域の支流では序々にではあるが清流を取り戻したが、ダム下流ではその後土色の濁流が消えず、住民の生活を直接脅かしはじめる。

町内の簡易水道のうち市街地区分では、一日約八〇〇トンの水道需要に対し、その七五%六〇〇トンを吉野川の川底約四メートルから浸透水を取水して、ろ過池で浄化したうえ給水している。早明浦ダムの影響で吉野川は赤土色の濁流が一向に収まらず、水資源開発公団が設置したダムの表水取水装置も効果がなく、濁度は通常一一二PPMのところ一〇〇一一六〇PPMまで達していた。浄水池のろ過装置は完全にマヒ状態に陥った。町は緊急応急措置対策として櫻ノ川から揚水し、吉野川からの取水を極力減らし不足分を補充することにした。十一月になつても汚濁は三三PPMと依然として高い数値を示し

続けていた。こうした汚濁の長期化に建設省や水資源開発公団も事態を深刻に受け止め、十一月「吉野川水系濁水調査委員会」を発足させた。委員会は今後の濁水軽減対策に処するため専門家に委員を委嘱し、流域の崩壊や地質、堆砂状況、水質調査などを実施して、濁水の原因や性格を明らかにすること

から作業にはいった。

昭和五十二年二月十四日町は臨時議



ダム下流の町

会を開いて簡易水道水源改良工事費一億四、八〇〇万円を議決する。

櫻ノ川は大石、吉延の水田地帯を控え、灌漑用水であるため春から夏にかけ農薬など直接人体に影響を及ぼす物質が混入する危険もあって、吉野川の支流汗見川からの取水より外に方法がないため計画されたものであった。この年九月、前年の一七号台風来襲の時とは様変り、連日の日照り続きで、早明浦ダムの水位は日に日に低下、今度は上流域の堆積物がダム貯水池に流入して、吉野川は前年に反し渇水で吉田橋付近では七〇PPMという有様で、赤土色に汚濁した。そして再び本山簡易水道は泥水に悩まねばならなかつた。

工事は汗見川に取水池を設け、西三子山にろ過淨水池、これから送水管で土佐本山橋を経由して配水池に送水するものである。町はこの水道改良工事はダムが原因で吉野川が濁水したことによ起因するとして、水資源開発公団に汚濁補償を要求する。補償交渉は双方が折衝を重ねたが折り合いがつかず、遂に県の斡旋に頼つた。その結果町は要求に近い一億六、〇〇〇万円の補償額で九月二十二日結着をはかった。工事も汚濁補償交渉が結着した同月には完工した。一時は一般家庭で風呂に水を溜めれば底が見えず、乳児を抱えている家庭ではミルク用の水を谷に汲みにいったり、学校では生徒全員に水筒を持たせて登校させる等、水道の汚濁に悩まされていてこれがやつと完全にこの状態から開放された。

昭和五十二年一月十六日嶺北漁業協同組合は臨時総代会を開き、①吉野川汚濁による漁業補償②上流域の治水、治山対策など汚濁防止策の促進③濁水の早期放流が可能な「導水バイパス」の設置等六項目の要求を決め、県にその協力方を陳情する。県はこれについて水資源開発公団等に申し入れを行う。早明浦ダム汚濁防止対策について水資源開発公団は次のように回答している。

(上略) 台風十七号に伴う早明浦ダム濁水による漁業補償の用意はある。ただ、予算措置が必要な上、ダム完成後の濁水被害

補償は全国的に例がないので、特定の専門機関に委託して科学的調査を行う方向で検討を進めている。

(高知新聞 昭和五十二年三月十五日付)

後昭和五十八年十月、この時は台風一七号の洪水による吉野川汚濁とは異なり、渦水であつたにもかかわらず汚濁被害がでて、渦水によるヘドロで魚類、小生昆虫、植物等が死滅状態で、アユ漁に多大の被害を出し、その補償を求めた。

昭和五十二年八月この年は雨らしい雨も降らず渦水であつたにもかかわらず吉野川の汚濁に悩まされる。昭和五十八年八月この年も異状渦水で吉野川の水が渦りはじめる。渦度も五〇PPMまで上った。その原因をダム管理事務所は

「この夏の異状渦水で水位が有効貯水量の二二%と極端に下がっていた。このため①ふだん湖底にあるはずの大川村川崎から三石橋附近までの川床が露出し、そこに渦った水が川床の土砂やヘドロを削取りながら流入、渦りが貯水池に入った②しかも、水量が少ないため、渦りが薄められることなく短時間でえん堤まで達した」と説明している。

吉野川の水は洪水期だけでなく、渦水時にもまとまつた雨が降つた時は長期間ではないが汚濁するという現実に直面することになった。

これより先昭和五十五年三月、昭和五十一年十一月に発足した「吉野川水系渦水調査委員会」がその調査結果をまとめて報告している。同委員会の専門委員会は「渦水の軽減を図るための対策案の検討」のなかで、「山地流域の保全、治山および砂防事業の実施、乱開発の防止」等の対策を指摘した後、

(上略) 台風十七号のような豪雨に際しては、多数の山腹崩壊による高濃度の渦流の発生は避けられず、早明浦ダムに現在

の役割、使命を果させようとするかぎり、各種の対策を行つたにしても、なお渦水の長期化は避けられないということになる。

と結論付けている。

昭和五十八年九月十七日、この年の渦水は下流住民の受忍の範囲を超えるとして、議会水資源対策特別委員会は①早明浦ダムの放流の即時中止②汗見川の取水を直ちに中止し、全量を下流に流すこと③①②の期間は今後の対応について本山町と納得のいく協議がなされるまでとするとの三項目を決定、水資源開発公團早明浦ダム管理事務所に申し込む。

その後この問題について話し合われるが、公團側はダム放流中止などの要求を拒否した。十一月にはいつからも継続的に渦水問題について根本対策を話し合うが、相方の意見は食い違つたままで、公團側は昭和五十五年三月の「吉野川水系渦水調査委員会」の最終報告の線を出しきことができなかつた。

翌五十九年八月、渦水解消の根本的対策を求めて公團側と再三交渉を続けてきたが進展しないので、町は県に陳情、同問題を自民党の四国開発委員会に持ち込み、政治的解決の方向を持ってゆく答えを引き出したが、その対策がなかなか見出せないまま、昭和六十一年八月の降雨で吉野川はまたまた渦水に見舞われた。

町はこの時も水資源開発公團にその根本的対策を求める要求を大豊町と共に行つてはいるが、建設省、水資源開発公團ともお手あげの状態であった。建設省や水資源開発公團は諸種の対策や実験を試みつつあるが、幾つかの実験は効果的な実用の段階に達せず、諸対策も渦水問題の即応的解決に効果を表す決め手とはなつていないので現状のようだ。